

平成27年

第4回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

## 平成27年第4回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年3月13日 金曜日
- 2 場 所 教育委員室
- 3 開 会 午後1時00分
- 4 閉 会 午後3時35分
- 5 出席委員 北林真知子  
長岐 和行  
伊藤佐知子  
岩佐 信宏  
米田 進

### 6 説明のための出席者

教 育 長	米田 進	教育次長	吉川正一
教育次長	島崎正実		
参事(兼)博物館長	風登森一		
施設整備室長	田松和彦	教職員給与課長	村上幸義
幼保推進課長	渡辺哲也	義務教育課長	廣野宏正
高校教育課長	鎌田 信	特別支援教育課長	西嶋崇広
生涯学習課長	平川祐作	文化財保護室長	佐々木人美
保健体育課長	越後谷真悦	福利課長	相原和義

### 7 会議に附した議案

- |        |  |
|--------|--|
| 報告第 3号 | 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について                      |
| 報告第 4号 | 教育庁等職員の任免についての専決処分報告について                                   |
| 議案第 5号 | 秋田県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案について                               |
| 議案第 6号 | 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について  |
| 議案第 7号 | 秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続きに関する規則の一部を改正する規則案について |
| 議案第 8号 | 知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助する職員の補助執行について             |
| 議案第 9号 | 秋田県文化財保護審議会委員の任命について                                       |
| 議案第10号 | 秋田県指定文化財の指定について  |
| 議案第11号 | 教職員の懲戒処分案について  |

## 8 承認した事項

- 報告第 3号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
- 報告第 4号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告について

## 9 議決した事項

- 議案第 5号 秋田県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案について
- 議案第 6号 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について
- 議案第 7号 秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續きに関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第 8号 知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助する職員の補助執行について
- 議案第 9号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について
- 議案第 10号 秋田県指定文化財の指定について
- 議案第 11号 教職員の懲戒処分案について

## 10 報告事項

- ・秋田地区中高一貫教育校の校名候補について
- ・平成28年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について
- ・平成27年度秋田県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の結果について

## 11 会議の要旨

### 【北林委員長】

ただいまより、平成27年第4回教育委員会会議を開催いたします。  
会議録署名員は2番長岐委員と4番岩佐委員にお願いします。

### 【北林委員長】

審議に入る前に、議事の進行についてであります。議案第11号「教職員の懲戒処分案について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【北林委員長】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、報告第3号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」、島崎次長から説明をお願いします。

【島崎次長】

報告第3号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員長】

特になければ、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、報告第3号を承認します。

次に、報告第4号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

報告第4号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

保呂羽山少年自然の家所長を南教育事務所長が兼任されますが、この二つは兼任できるような役職なのでしょうか。また、兼任するのはいつまでですか。

【義務教育課長】

兼任につきましては、最終決裁権権限という役割がございます。実際の事務は、それぞれの部署で行いますので、業務自体はそれで回りますが、最終権限を持つ者としていなければなりませんので、兼務として配置します。また、任期については、4月に全体の異動がありますので、そのときに改めてと考えております。

【吉川次長】

加えまして、少年自然の家は、冬期間、閉所しております。ただ、週に1回は必ず状況を確認する必要がありますので、その点については、南教育事務所長が安全確認等を行っていくということでございます。

【北林委員長】

他になければ、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、報告第4号を承認します。

次に、議案第5号「秋田県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案について」、島崎次長から説明をお願いします。

【島崎次長】

議案第5号「秋田県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

内容については、何度も説明を受けていますが、法律が改正されたことに伴う規則改正ということですね。

【島崎次長】

法律が改正されたことに伴い、先の議会で関係する条例の改正を行っております。これはその細部について、関連する規則を一括して改正しようとするものであります。

【北林委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第5号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第5号を原案どおり可決します。

次に、議案第6号「秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」、島崎次長から説明をお願いします。

**【島崎次長】**

議案第6号「秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」説明

**【北林委員長】**

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

**【岩佐委員】**

教育長の職務代理の手続きについてですが、これは教育長に事故があった場合に、まず職務代理者に委任されますが、それが教育次長に自動的に再委任されることになるのでしょうか。それとも、書面など、ある程度の手続きを取ってということになるのでしょうか。

**【島崎次長】**

規則にこのような規定がございますので、内部的な意思決定はあるかもしれませんが、規則に基づいて自動的にということになるかと思えます。

**【岩佐委員】**

職務代理の委員が一旦受けて、その上で、教育次長に再委任ということですね。

**【長岐委員】**

今のことを整理させていただくと、新教育長になったときに、教育委員会の主宰者は教育長になり、いわゆる事務局のトップも教育長になるという2本立てになります。

そうすると、職務代理を委任するときは、教育委員会会議の方は教育委員の職務代理者が議事進行を行い、事務局のトップも本当は教育委員になるのだけれども、非常勤なので、事実上、これは教育次長にせざるを得ないというところでこういう規定になったという理解でよろしいでしょうか。

**【島崎次長】**

これは、法律にそのように書いているわけではありませんけれども、文部科学省の説明等では、現実的にはそういった規定を設けることが適当だろうということで、本県もそれに倣ってということです。

**【長岐委員】**

そうすると、教育委員会の運営については委員の職務代理者、事務局の運営については教育次長と法律で区別してくれれば良かったのですが、法律の立て方がそうになっていないので、やむを得ずということでしょう。

教育委員と教育長の関係では、教育長は教育委員たる身分はありませんが、合議体の教育委員

会という関係では、教育委員会が教育長に譲れない、委任できない人事などについては、教育委員会の意向を聞くと。ただ実際は、ほとんど教育長が執行して、それを教育委員会に報告すると。平たく言えば、そういうことになりますね。

【島崎次長】

教育長に委任できない事務というのは法律で決まっておりますので、それを除いては教育長が執行するということです。

【長岐委員】

教育長に委員が委任できないことは、従前どおりですか。

【島崎次長】

委任できない事務については、従前どおりです。

【伊藤委員】

「異例に属する事項」という言葉がありますが、具体的にはどういうことなのか、参考までに教えてください。

【島崎次長】

例えば、重大ないじめだとか、これは重要な事項でもあるわけですがけれども、滅多に起こらないような案件が生じた場合については、執行機関たる教育委員会の意見を聞いて、それに従って執行していくということになります。

【伊藤委員】

線引きが難しいかと思いました。

【島崎次長】

何が異例で何が異例でないかということでございますけれども、そのあたりは、むしろ積極的に審議していただくということになろうかと思えます。

【長岐委員】

「異例」というから分かりづらいのだと思います。ほとんど事故のようなものですね。突発的な事故や事件、暴力行為、重大ないじめがあったとか。本来は、全て委任された範囲だけれども、特異な事故などがあれば、報告する義務を負ってるわけですね。突発的な事案が出てくれば、それは報告するという趣旨でよろしいのでしょうか。

【島崎次長】

新旧対照表を見ていただければ分かるのですがけれども、旧第二条では、「重要な事項や異例に属する事項が生じたときは、これを教育委員会の決定に係らしめることができる。」という「できる規定」なのですが、今回の新第二条では、まず「報告しなければならない」という義務規定

になりましたので、そのあたりが若干、取扱が変わるところです。

**【長岐委員】**

本県では、ほとんど行っていますよね。

**【島崎次長】**

今までもやってきましたので、私どもの方針としては、これまでどおりということでございます。規定の仕方としては、任意から義務というかたちになっております。

**【米田教育長】**

第一段階として、まず「報告しなければならない」というのを付けて、そこで報告した上で、アドバイス等も受けながら相談するわけですね。そして、正式に教育委員会の決定にするしないというあたりもそこでまた話し合われることになる。旧条項では、報告のところがなくて、すぐ「教育委員会の決定に係らしめることができる」となっています。今までもやっていますけれども、まず報告をするということ、それは今までどおりであるということ。さらに、その後どうするか。ですから、実質はあまり変わらないです。

**【北林委員長】**

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【北林委員長】**

では、表決を採ります。

議案第6号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【北林委員長】**

それでは、議案第6号を原案どおり可決します。

次に、議案第7号「秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続きに関する規則の一部を改正する規則案について」、教職員給与課長から説明をお願いします。

**【教職員給与課長】**

議案第7号「秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続きに関する規則の一部を改正する規則案について」説明



【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

これも議会で条例が成立していますので、条例に基づいて改正されるということですね。また、法律の範囲内で経過措置を設けるということですね。

【教職員給与課長】

そのとおりでございます。

【北林委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第7号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第7号を原案どおり可決します。

次に、議案第8号「知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助する職員の補助執行について」、幼保推進課長から説明をお願いします。

【幼保推進課長】

議案第8号「知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助する職員の補助執行について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員長】

補助執行する事務の一覧のうち、今回、新しく増えたのはどれでしょうか。

【幼保推進課長】

この一覧全てが新規です。今まで、準備行為としてこれらに関する事務は執行しておりますが、

権限の行使はしておりません。

**【北林委員長】**

実際には、補助執行そのものはしていなかったのですか。

**【幼保推進課長】**

今回、補助執行を協議されている事務についてはしておりません。

**【北林委員長】**

議案の提出理由に、「教育委員会の職員が補助執行する」と書かれていますが、知事からの協議文では「当該事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる」とあります。ということは、教育委員会の職員ではなく、職員を更に補助する職員が補助執行するということでしょうか。そうすれば、この「補助する職員」とは、知事部局から既にこの補助員として、教育委員会に來ているということなのか、そこが分かりませんでした。

**【幼保推進課長】**

補助する職員が既に來ているということではなく、知事からの協議文にある「教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる」とは、幼保推進課の職員に補助執行させるということになります。議案の提出理由にある「教育委員会の職員が補助執行する」の、「教育委員会の職員」とは、幼保推進課の職員であり、幼保推進課の職員が補助執行するということについて知事から協議があったということでございます。

**【義務教育課長】**

まず、教育委員会といったときに、法律上は合議制の執行機関でありますので、6名の委員の方々が教育委員会になります。そこで権限を持っていろいろと事務として処理をしていかなければならないのは6名の委員の方々なのですが、それではどうにもなりませんので、教育委員会としてやらなければならない事務を補助する職員として、例えば、秋田県であれば「教育庁」という呼び方をしておりますが、それが「教育委員会の事務を補助する職員」です。教育庁の職員が、「補助する職員」になります。

**【北林委員長】**

狭義の意味での教育委員会ということですね。

**【義務教育課長】**

法律に基づく手続きなので、法律上の文言で整えられているということだと思います。

**【北林委員長】**

これを承諾したことによって、事務量がだいぶ増えるのではないかと考えていますが、今までの職員数で足りるのか、それとも増員して対応するのでしょうか。

**【幼保推進課長】**

その法律そのものは、平成24年8月に制定されており、施行は平成27年4月を予定しておりました。実際そのとおりになったわけですけれども、そのための準備行為といたしまして、25年度、26年度にかけて、幼保推進課の職員を3名ほど増員させていただいております。従いまして、このままでいきますと支障が出るという状況ではないと思っております。

**【北林委員長】**

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【北林委員長】**

では、表決を採ります。

議案第8号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【北林委員長】**

それでは、議案第8号を原案どおり可決します。

次に、議案第9号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」、文化財保護室長から説明をお願いします。

**【文化財保護室長】**

議案第9号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」説明

**【北林委員長】**

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

**【北林委員長】**

特になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【北林委員長】**

では、表決を採ります。

議案第9号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第9号を原案どおり可決します。

次に、議案第10号「秋田県指定文化財の指定について」、文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第10号「秋田県指定文化財の指定について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員長】

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第10号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第10号を原案どおり可決します。

次に、報告事項に入ります。「秋田地区中高一貫教育校の校名候補について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「秋田地区中高一貫教育校の校名候補について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

内部での候補を決める委員やメンバーなどはいるのですか。

**【高校教育課長】**

平成26年6月に、校名の検討委員会というものを開いていおり、南高校の校長、PTA会長、同窓会長などが含まれたメンバーで行いました。7月には、生徒会の意見を聞く会ということで、生徒会長や副会長を含む生徒10名が参加して行っております。8月には、校名案について、職員から更に意見を聞くという段階を経て、10月から12月にかけて、校名案をこちらに挙げていただきまして、高校教育課内での選考会、庁内の選考委員会を経て決定して、知事にもご説明を申し上げているというような段階を踏んできております。

**【長岐委員】**

条例改正は6月だということですが、これは議会にも話をしているものですか。

**【高校教育課長】**

議会には、この時点で連絡を入れて、報道前にはお知らせしたいと思っております。

**【長岐委員】**

ここで報告した後ですね。

**【北林委員長】**

他になければ、次に「平成28年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」、特別支援教育課長から説明をお願いします。

**【特別支援教育課長】**

報告事項「平成28年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」説明

**【北林委員長】**

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

**【伊藤委員】**

栗田養護学校環境・福祉科の合格者は、どういう基準で選ばれるのですか。

**【特別支援教育課長】**

知的障害の特別支援学校ですので、知的障害として法律上規定されている障害者というのが、まず一番の基本になるわけですが、専門学科でありますので、知的障害であっても、各教科や介護福祉士の資格を取るための教科学習がかなり入ってきます。そういった学科試験も見据えて、その学習を進めてやっていけるのかというあたりを、受験する際の選考、検査によって決めていくということになります。定員は8名です。

**【伊藤委員】**

「進めていけるか」ということを一言で表現しますと、例えば、適応力とか、継続力とかいろ

いろな言い方があるかと思えますけれども、一言で言うとどういう要素になっていくのでしょうか。

**【特別支援教育課長】**

教科学習が中心となりますので、文字の読み書きなど、一般的なことを求められますし、そういった試験科目もございますので、そういったところで一応の標準点を取ってというかたちになります。

**【伊藤委員】**

得点ということでしょうか。

**【特別支援教育課長】**

得点だけではないですが、面接や本人の将来の希望というところも加味しながらとなります。それは、試験日一日だけではなくて、年間を通して教育相談を重ねて、専門学科の授業に参加してみたり、そういったところを継続して、教育相談を行った中で、本人や保護者の希望も含めながら決めていくということになります。

**【北林委員長】**

先日、栗田養護学校の卒業式に参りましたが、環境・福祉科の生徒さん7名が卒業されました。環境と福祉は、まとめて1クラスとして選考するのですか。それとも、環境が何人、福祉が何人というかたちで選考するのでしょうか。

**【特別支援教育課長】**

専門学科ですので、環境というのは、ビルクリーニング関係への就職を目指し、その学習が中心になります。福祉は、介護施設への就職希望者ということです。入学時からこういう希望というのがある人もいますが、1年次では、まず二つの学習を進め、それぞれの障害特性や経験などを踏まえて、2年次からそれぞれコースに分かれていきます。

**【北林委員長】**

他になければ、次に「平成27年度秋田県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の結果について」、保健体育課長から説明をお願いします。

**【保健体育課長】**

報告事項「平成27年度秋田県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の結果について」説明

**【北林委員長】**

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

**【北林委員長】**

特になければ、次に、議案第11号についてですが、人事案件であることから、秘密会とした

いと思いますが、いかがでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【北林委員長】**

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第27条により秘密会とします。傍聴の方は、退室願います。

(傍聴人退席)

※秘密会のまま終了